

東京ガス株式会社と横浜市が 地域活性化に関する包括的な連携を進めます

横浜市では、市民や企業など、様々な担い手の皆様との対話を進め、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することにより、新たな価値を創造し、社会や地域の課題、行政課題の解決を図る「共創」の取組を進めています。

このたび、横浜市（市長 林 文子）と東京ガス株式会社（東京都港区 代表取締役社長 内田 高史）は、安全・防災、スポーツ振興、食育等、複数の分野において、相互に連携を強化し、市民サービスの向上や地域の活性化を図ることを目的として包括的に連携を進めることで合意しました。

この協定を基盤として、**東京ガス株式会社と横浜市がさらに連携を深め、SDGsの実現、市民サービス向上や行政課題解決に向けた取組を実施**していきます。

経緯

東京ガス株式会社は、1969年に日本で初めてLNG（液化天然ガス）を横浜に導入し、来年（2019年）で50年を迎えます。かねてより保安・防災対策や低炭素社会実現など、地域や社会の課題解決に向けて全社で取り組む中、この50年という節目を契機として、「これまで培ってきた協力関係を更に強めていき、ガス事業発祥の地である横浜市の地域活性化に貢献していきたい」と共創フロントにご提案をいただき、包括連携協定を締結する運びとなりました。

なお、**横浜市のエネルギー事業者との包括連携協定締結**及び**東京ガス株式会社の政令指定都市との包括連携協定締結**はいずれも今回が初めてとなります。

※共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口です。

[HP] <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/front.html>

地域活性化に関する包括的な連携の内容

1. 市民の安全・防災に関すること 安全・防災
2. スポーツ振興に関すること スポーツ
3. 健康増進、食育に関すること 健康・食育
4. 共生社会の推進に関すること 共生社会
5. エネルギー、環境保全に関すること エネルギー・環境
6. その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関すること その他

主な取組内容

協定を締結した様々な分野について、時機を捉えて取組を進めていきます。

■ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの機運醸成と共生社会の推進 スポーツ 共生社会

野球・ソフトボール、サッカー競技の会場となる横浜で、節目を捉えたイベントや広報等に本大会のオフィシャルパートナーとしてご協力いただき、横浜市とともに大会開催に向けた機運醸成に取り組んでいただきます。また、本大会を契機としたスポーツ振興の一環として、障害者スポーツの普及・啓発に連携して取り組み、共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

■ 障害者スポーツの支援 共生社会 スポーツ 健康・食育

横浜市リハビリテーション事業団が進める障害者アスリートのからだづくりの研究において、東京ガスに所属する障害者アスリートにご協力いただき、機能・体力・栄養面の評価や支援を行うとともに、障害者アスリート等の食生活支援プログラムを開発・普及していきます。

■ 「片手でクッキング」の普及啓発 共生社会 健康・食育

怪我や病気によって片手が不自由になっても楽しく料理ができるアイデア集「片手でクッキング」を東京ガスと横浜市リハビリテーション事業団が共同で制作しました。今後、市内のイベントでの体験会・展示等を通して、普及啓発を進めていきます。

■ 防災イベント等を通じた市民防災意識の普及啓発 安全・防災

横浜市の防災イベント等において、火育^{ひいく}（※1）やローリングストック方式（※2）を普及・啓発するブース出展や、同社横浜ショールームや横浜市民防災センターを活用したイベントの開催など、市民の防災意識向上にご協力いただきます。

※1 火育^{ひいく}：火についての正しい知識を身に付け、災害時に生き抜く力を育む。

※2 ローリングストック方式：備蓄している非常食を日常的に消費し、消費した分を買い足し備蓄していく方法。

■ 食育推進の取組 健康・食育

食育をテーマにした料理教室などの各種イベントを通して、健康など多様な視点から食育を推進していただきます。直近では、朝食を欠食する市民を減らすことを目的として、11月10日に同社横浜ショールームにて、料理初心者でも簡単に作れる朝食メニューの料理教室を開催し、食育の推進にご協力いただきます。

■ 地産地消促進の取組 健康・食育 エネルギー・環境 その他

市内産農畜産物の飲食店での利活用促進など、地産地消の推進にご協力いただきます。

10月16日には、同社の体験型テストキッチン「厨BO!YOKOHAMA」を会場として提供いただき、NPO法人横浜ガストロノミ協議会（※3）協力のもと、地元食材を使った調理デモと試食を通して、市内生産者と料理人をマッチングさせるイベントを開催しました。

※3 NPO法人横浜ガストロノミ協議会：横浜の食文化振興・発展を目的に食育、食の担い手の育成、地産地消等の活動を行う団体（理事長：「横浜元町 霧笛楼」シェフ 今平 茂氏）

今後も継続する取組

東京ガス株式会社にはこれまでも多くの取組をしていただいておりますが、今後も以下の取組を継続して実施していただく予定です。

1. 市民の安全・防災に関すること 安全・防災

●区民まつりや全国火災予防運動中等における防災イベント等への協力

ガス器具の安全安心な利用方法や、マイコンメーターの復帰手順など火災予防や災害時対応の普及啓発に長年にわたりご協力いただいております。

●地域事業所・住民向けの防災研修

LNG 基地、ガスの科学館、ショールーム等の同社施設での視察・体験プログラムを、火災予防協会や家庭防災員等の防災研修カリキュラムとして長年にわたりご提供いただいております。

●消防署員向け防災研修

各区消防署員を対象に、都市ガスの基礎知識や火災現場での初期対応要領等について、東京ガス社員による研修を長年にわたり実施していただいております。

●地域の見守りへの協力

孤立化・孤立死防止の取組の一環として、ガス検針時に異変があった際には関係機関へ通報していただく緩やかな見守りにより、地域の見守り体制構築に東京ガスグループとして協力していただいております（平成 24 年度～）。また、通信を活用した遠隔からの見守りについても、ご提案いただいております。

2. スポーツ振興に関すること スポーツ

●ラグビーイベントの実施を通じたスポーツの普及啓発

ラグビーワールドカップ 2019™の開催決定を契機に、市民を対象としたラグビー体験会や社会人等のラグビーの観戦を通じたラグビーの普及啓発にご協力いただいております（平成 28 年度～）。

3. 健康増進、食育に関すること 健康・食育

●市民向け健康講座

横浜市食育フォーラムの一員として、地産地消の野菜を使用した料理教室の開催や、ショールームを活用して、食育と併せて歯科保健のミニ講座を開催するなど、様々なテーマを題材とした市民向け食育講座を実施いただいております（平成 28 年度～）。

4. エネルギー、環境保全に関すること エネルギー・環境

●スマートイルミネーション横浜 2018 連携プログラムの実施

環境・省エネ技術とアートを融合させ新たな夜景の創造を試みるイベント「スマートイルミネーション横浜 2018」の連携プログラムとして、同社がガス灯の魅力実行委員会の一員として行う「横浜ガスライトフェスティバル」（10月31日）を実施いただいております（平成 21 年度～）。

●エネルギー・環境講座の実施

同社の学校教育情報センターにより、中堅教員や小中学校教科研究会等の教員を対象にエネルギー・環境講座を同社の施設にて実施していただいております。また、都市ガスの地震・防災対策、燃料電池、エコ・クッキング等のエネルギーと環境に関する小中学校への出張講座を実施していただいております（平成 14 年度～）。

●環境保全の取組における連携

「秋の里山ガーデンフェスタ」にて、市内事業所の環境保全活動について展示していただきました（9月28日～30日）。また、本市下水道センターで発生する下水バイオガスを活用する共同研究にも取り組んでいただいております（平成 25 年度～）。加えて、市民、事業者向けの自立分散型燃料電池システムの普及促進につながる取組を実施していただいております。

5. その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関すること その他

●「ハマの職人展」での連携

ショールームを活用して、横浜の職人によるものづくり体験教室や料理教室を開催し、子どもたちが職人の仕事や技能の魅力を知ることができる機会を提供いただいております（平成 29 年度～）。

お問合せ先

政策局共創推進課長 梅澤 厚也 Tel 045-671-4394

横浜市と東京ガス株式会社との 地域活性化に関する包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）市民の安全・防災に関すること
- （2）スポーツ振興に関すること
- （3）健康増進、食育に関すること
- （4）共生社会の推進に関すること
- （5）エネルギー、環境保全に関すること
- （6）その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、
甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月6日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 東京都港区海岸1-5-20
東京ガス株式会社
代表取締役社長 内田 高史